

自主防災組織活動補助金交付の申請募集

地域住民一人ひとりが協力・連携し「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、各町内会等で結成している自主防災組織の育成及び活性化を図るため、防災訓練の費用を補助金として交付します。

防災訓練

自主防災組織が実施する防災訓練及び活動で、消防団や学校等の他団体と連携した防災訓練、地域行事と一体的に行う防災活動なども含みます。

下記のうち2つ以上の実施が条件となります。

- 1 情報収集訓練・伝達訓練(災害情報の把握・伝達)
訓練例) 拡声器を用いた避難の呼びかけ / 連絡網による安否確認 等
- 2 初期消火訓練(消火水利の確保・初期消火活動)
訓練例) 水消火器や実際の消火器を使用した消火訓練 等
- 3 救出・救護訓練(救出用資機材の点検・救護活動)
訓練例) AEDを用いた心肺蘇生法 / 身近なもの(毛布等)を利用した搬送法 等
- 4 避難誘導訓練(災害時要救護者の把握・避難及び誘導・避難所運営)
訓練例) 災害時要救護者の避難方法の検討 / 段ボールベッド等の設置、体験 等
- 5 給食・給水訓練(物資の調達及び配分・炊き出し)
訓練例) 防災食などの炊き出し 等
- 6 危険箇所点検(避難地及び避難経路の点検・周知 防災マップの作成)
訓練例) ペンキ等で危険箇所に目印 / 地域版防災マップの作成 等



補助対象外

下記については補助対象外となりますのでご注意ください。

- 1 訓練や実働的な活動を行わない研修会・視察に要する経費
- 2 防災資機材・防災備蓄倉庫の購入費
- 3 防災資機材・防災備蓄倉庫の修理、補充、交換等に要する経費

募集内容

- 1 募集団体数 令和6年度は概ね5団体とし、先着順で交付決定しますが、応募者多数の場合は、保留又は助成できない場合があります。
- 2 助成額 団体の規模・参加人員に応じ5万円を限度とし、年1回限りの助成とします。
- 3 交付条件 上記の個別防災訓練のうち、2つ以上実施を対象とします。

申請の流れ

- 1 助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、申請書様式に関係書類を添えて、淡路市危機管理部消防防災課に提出してください。
- 2 申請書様式は、消防防災課でお渡しするほか、市ホームページでも入手できます。
- 3 申請内容や交付までの具体的な流れについては、事前に相談又はお問い合わせください。

防災訓練時の事故等の補償

防災訓練の実施中に、事故によりケガを負った場合、治療費等を補償することができます。事前に書類を提出していただく必要がございますので、お問い合わせください。

お問合せ先

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地6 淡路市危機管理部消防防災課
電話:0799-64-2152(直通) FAX:0799-64-2170
E-Mail:awaji_syouboubosai@city.awaji.lg.jp